

生殖補助医療の法制度化に伴う課題

南 貴子（下関市立大学、経済学部）

【はじめに】生殖補助医療技術の発展とともに生殖補助医療を利用する家族が増加しており、日本においても生殖補助医療に伴う課題、特に提供配偶子を用いる医療や、第三者の女性に妊娠・出産を依頼する代理懐胎に伴う課題が浮上している。日本の生殖補助医療を巡る問題は次の点から派生している。(1) 生殖補助医療を規制する法律がないこと。(2) 法的規制のないまま半世紀以上提供精子による人工授精 (donor insemination: DI) が行われ、ドナーの匿名性のもとに、多くの子が生まれていること。(3) 海外での卵子提供や代理懐胎の利用が増加していること。その結果、出自を知る権利が認められない子の誕生や、海外での商業的代理懐胎の利用に伴う親子関係を巡る問題などが生じている。本発表では、ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利を遡及的に認めることや、代理懐胎の法制度化に伴う問題点などに焦点を当てて考察する。

【目的および方法】世界で初めて子の出自を知る権利を遡及的に認める法改正を行ったオーストラリア・ビクトリア州の法制度の分析を通して、ドナーの匿名性のもとに生まれた子を含め、配偶子提供によって生まれたすべての子の出自を知る権利を認めることに伴う課題について検討する。代理懐胎についても、利他的代理懐胎を法的に承認するオーストラリアの事例を分析することにより、法制度化のもとで生じる課題について検討する。

【結果および考察】

（ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の保障に伴う課題）

この課題は、ドナーの匿名性のもとに DI によって多くの子が生まれている日本の生殖補助医療における重要な課題でもあるが、これまで法制度化の議論から取り残されてきた。一方、子の出自を知る権利を認める諸外国の法律においても、一定の年齢に達した子に対してドナーを特定する情報を得る権利を認めているが、法制度化以前にドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利は保障されていない。オーストラリア・ビクトリア州ではこの課題に世界に先駆けて取り組んできた。その結果、2016年2月に Assisted Reproductive Treatment Amendment Act 2016 (2016年改正法) が州議会で可決し、2017年3月より施行された。2016年改正法の特徴は、生まれた時に関係なく、ドナーの匿名性のもとに生まれた子を含め、すべての子に出自を知る権利を認めたことである。これまで Infertility Treatment Act 1995 (1995年法) の施行以前に生まれた子がドナーの身元を特定する情報を得るために必要とされていた「ドナーの同意」の条件も取り除かれた。そして、「ドナーの匿名性の権利」と「子の出自を知る権利」との対立を克服するために、(1) 子からドナーへのコンタクト、ドナーから子へのコンタクトについては、子とドナー双方の意思の確認と合意を求める制度を設けたこと、(2) ドナーについての情報の収集と管理を行う公的機関 (VARTA) の権限を強化したこと、などの措置がとられている。その背景には、法改正によるドナーとその家族への影響への配慮や、改正法が機能するための環境整備の必要性のあることが指摘される。2016年改正法におけるこれらの特徴を分析し、ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の保障に伴う課題について検討した。

（代理懐胎の法制度化に伴う課題）

日本では、日本産科婦人科学会の会告において代理懐胎の実施を認めていないが、海外での代理懐胎によって生まれた子の親子関係を巡って裁判が行われるなど、早期の法整備が求められている。オーストラリアでは、すべての州と首都特別地域において、利他的代理懐胎が認められている。一方、商業的代理懐胎は禁止されている。代理懐胎に伴う課題としては、第三者の人体を利用することの倫理的問題、妊娠・出産に伴う危険性に対する対応、生まれてくる子の権利と福祉に関わる問題、などが挙げられる。オーストラリア各州の法規制では、これらの課題にどのように対応しているのかを検討した。また、オーストラリアでは、利他的代理懐胎を認める法制度のもとでも、海外渡航による商業的代理懐胎が依然として行われていることの現状や、親子関係を巡る課題が残されていることについても検討した。

キーワード：生殖補助医療、子の出自を知る権利、代理懐胎